



県章

山形県公報

平成27年2月24日（火）
第2624号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…203
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…204
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（林業振興課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…205
- 同……………（同）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…同
- 同……………（同）…206
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…207
- 同……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…208

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同

告 示

山形県告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人から・ころセンター 米沢市東二丁目8番116号	特定非営利活動法人から・ころセンター 米沢市東二丁目8番116号	就労継続支援（B型）	20名	平成27. 2. 12

山形県告示第148号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人なでしこ SHONAI	特定非営利活動法人なでしこ SHONAI I ドレミファさかた福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	訪問介護	平成27. 2.13

山形県告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人なでしこ SHONAI	特定非営利活動法人なでしこ SHONAI I ドレミファさかた福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	介護予防訪問介護	平成27. 2.13

山形県告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あらた 酒田市東町一丁目15番地の25	障がい者サポートセンターあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	就労移行支援	平成27. 2.28

山形県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
村山市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市・村山市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画地区計画

(2) 名 称 天童インターチェンジ周辺工業地区地区計画

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画下水道

(2) 名 称 天童公共下水道

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西の山－1	別紙図面のとおりに	地滑り
西の山－2	別紙図面のとおりに	地滑り
新庄温泉	別紙図面のとおりに	地滑り

白ヶ沢	別紙図面のとおり	地滑り
本合海－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本合海－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本合海－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本合海－4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本合海－5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本合海－6	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ倉1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
南沢山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山屋	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

山形県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神田－1	別紙図面のとおり	地滑り
神田－2	別紙図面のとおり	地滑り
神田－3	別紙図面のとおり	地滑り
鍛冶ヶ山2－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山2－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山2－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山1－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山1－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

鍛冶ヶ山5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山6-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山6-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山8	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山9	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本合海-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本合海-4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ倉1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
南沢山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山屋	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

山形県告示第157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鍛冶ヶ山2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

鍛冶ヶ山2-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山6-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山6-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山8	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶ヶ山9	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第158号

次の開発行為は、完了した。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年12月15日 指令村総建第246号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市神町西四丁目340番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市中央二丁目3番29号 株式会社東根農産センター

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成27年6月24日まで縦覧に供する。

平成27年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ米沢北店
米沢市春日四丁目2番9外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 白石正
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
(仮称) ツルハドラッグ米沢北店	米沢市春日四丁目2番9外

(変更後)

名 称	所 在 地
ツルハドラッグ米沢北店	米沢市春日四丁目2番9外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 平成26年10月9日
(2) 3の(2)に掲げる事項 平成26年8月7日

5 届出年月日

平成27年2月2日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年6月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

平成27年2月24日印刷
平成27年2月24日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056